

○海上自衛官に対する薬物検査について（通達）

平成18年4月27日
海幕補第2872号

改正 平成21年3月27日 海幕補第2364号〔第1次改正〕
平成21年7月31日 海幕補第6206号〔第2次改正〕
平成24年7月24日 海幕補第6189号〔第3次改正〕
平成26年3月24日 海幕補第2628号〔第4次改正〕
令和2年3月25日 海幕補第529号〔第5次改正〕
令和2年10月1日 海幕補第1577号〔政令等の一部改正に伴う関係通達の一部変更について（通達）第3項による改正〕
令和3年1月28日 海幕補第257号〔自衛官に対する薬物検査についての一部改正について（通達）による改正〕
令和4年3月8日 海幕補第399号〔海上自衛官に対する薬物検査の一部変更について（通達）による改正〕

海上幕僚長から各部隊の長・各機関の長あて

海上自衛官に対する薬物検査について（通達）

標記について、下記のとおり定め、平成18年5月18日から施行する。

記

1 趣旨

この通達は、海上自衛官による違法な薬物使用（以下「薬物乱用」という。）を未然に防止し、厳正な規律を保持すること、又は薬物使用がないことを確認するために実施する薬物検査等の実施に必要な事項を定める。

なお、平成18年度実施の薬物検査は、平成19年度以降に反映させるための検証作業を併せて実施する。

2 定義

（1）薬物検査

海上自衛官が、大麻取締法（昭和23年法律第124号）第1条に規定する大麻、覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）第2条第1項に規定する覚醒剤、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第1号に規定する麻薬若しくは同条第6号に規定する向精神薬又はあへん法（昭和29年法律第71号）第3条第2号に規定するあへん若しくは同条第3号に規定するけしがらの人体への摂取の有無を確認するために尿定性検査キット（以下「検査キット」という。）を使用して行う検査をいう。

（2）検査実施責任者

ア 総括実施責任者

海上幕僚副長

イ 同補佐

海上幕僚監部人事教育部長、海上幕僚監部首席衛生官

ウ 実施責任者

海上幕僚監部人事教育部長及び各地方総監部幕僚長

(3) 検査実施者

ア 検査担当者等

別紙第1のとおり。

イ 部隊等の長

任命権に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第4号）第49条及び第52条に定める者をいう。

ウ 検査監視員

部隊等の長の定める隊員をいい、原則として幹部自衛官とする。

(4) 検査対象者

薬物検査の実施を告知された、現に海上自衛隊の部隊及び機関（海上幕僚長の監督を受ける地区病院を含む。）に属する海上自衛官をいう。

(5) 無作為抽出法

各警備区及び東京地区に所在する自衛官に区分し、原則として毎日（休日等を除く。）各地区における検査対象者を無作為に抽出する方法をいう。

(6) 特定抽出法

特定の条件を定めて検査対象者を抽出する方法をいう。

(7) 薬物検査拒否者

次の手続等の実施を拒否した検査対象者をいう。

ア 採尿

イ 尿検査の受検

ウ 面接又は質問

(8) 薬物検査実施記録

薬物検査判定結果、地方警務隊への告発・通報状況及び薬物検査拒否者の状況を記録したものをいう。

3 責務

(1) 検査実施責任者

ア 総括実施責任者

(ア) 薬物検査の実施に際し各実施責任者及び各検査実施者を統制する。

(イ) 薬物検査の実施を海上自衛官に周知する。

(ウ) 薬物検査結果の記録・保管及び薬物検査拒否者の登録等を実施する。

イ 同補佐

次に示すほか、所要の要員をもって総括実施責任者の業務を補佐するものとする。

(ア) 薬物検査の実施に際し、検査対象者を選定し、各実施責任者へ通知するとともに、薬物検査の受検状況、受検結果、その他必要事項を掌握する。

(イ) 検査キットの年度調達配分計画を作成するとともに、検査キットの調達に係る

所要の措置を実施する。

(ウ)薬物検査の実施に際し、総括実施責任者に薬物に係る専門的分野の補佐を行う。

ウ 実施責任者

薬物検査の実施に際し、検査対象者が所属する直近上位の部隊等の長を通じて検査の実施を監督するとともに、検査結果等について所要の向きに報告・通報・告発するものとする。

(2) 検査実施者

ア 検査担当者

薬物検査の実施に関し、陽性又は陰性反応の判定を実施するとともに判定結果を実施責任者に通報する。また、検査キットの在庫数の把握及び保管・管理を厳正に実施するものとする。

イ 部隊等の長

薬物検査の実施に際し、実施責任者の統制を受ける。

ウ 検査監視員

薬物検査の実施に際し、他人の検体又は異物の混入がないことを確認するため被検査隊員の採尿を監視する。

4 検査対象者の選定

総括実施責任者補佐は、所要の要員をもって次の各号に定めるいずれかの方法により、検査対象者を選定するものとする。

(1) 無作為抽出法により抽出した自衛官を個々に選定する方法

(2) 無作為抽出法又は特定抽出法により抽出した部隊等又は集団に属する自衛官を全て検査対象者とする方法

(3) 前2号の方法を組合わせて検査対象者を特定する方法

(4) 前3号に定めるもののほか、特に必要と認める方法

5 検査対象者への告知等

(1) 総括実施責任者補佐は、原則として薬物検査の実施日に前項により選定した隊員を実施責任者へ通知する。

(2) 前号により通知を受けた実施責任者は、速やかに検査対象者が所属する直近上位の部隊等の長を通じ、検査対象者へ検査の実施を告知する。

なお、検査対象者が相当の理由により検査を受けることが不相当と実施責任者が判断する場合は、当該理由を付して総括実施責任者へ報告する。

(3) 実施責任者は薬物検査を実施する前に、検査対象者の所属する直近上位の部隊等の長を通じ、検査対象者から同意を得るものとする。

(4) 実施責任者は、検査対象者の求めに応じて、その者の選定方法について説明を行うものとする。

(5) 実施責任者は、薬物検査実施の結果、陽性と判定された隊員に対し個人面接を実施する。

6 検査結果等の報告・通報

- (1) 実施責任者は、前項における面接の結果、当該検査対象者による薬物乱用の疑いがあると判断した場合は、地方警務隊に告発するものとする。また、面接の結果、当該検査対象者による薬物乱用の疑いがあるとの判断に至らなかった場合にも、当該状況を地方警務隊に通報するものとする。
- (2) 実施責任者は、薬物検査拒否者、受検した者の検査結果（個人面接を実施した場合は、その結果を含む。）及び地方警務隊への告発、通報状況を総括実施責任者へ報告するものとする。

報告を受けた総括実施責任者は、薬物検査拒否者を登録するとともに、受検した者の検査結果等、必要な事項を薬物検査実施記録に記録し、保管する。

7 検査の流れ

薬物検査の全体の流れは別紙第2のとおり。

8 委任規定

本通達に定めるもののほか、薬物検査の実施に関する細部事項については、海上幕僚監部人事教育部長から、別途通知する。

添付書類：1 別紙第1・別紙第2

2 防人1第3192号（18. 3. 30）

別紙第1

検査担当者等

各地区における検査担当者等は、下表のとおり。

地区	実施責任者	検査担当者	担当部隊等の標準
東京地区	海上幕僚監部 人事教育部長	海上幕僚監部 衛生企画室長 派遣部隊等の先任医官 (注1)	東京地区所在部隊等 (注2) 派遣部隊等 (注3)
横須賀地区	横須賀地方總監部 幕僚長	横須賀衛生隊司令 厚木航空衛生隊長 硫黄島航空衛生隊長 館山航空衛生隊長 下総航空衛生隊長	東京地区 所在部隊等を除く、 横須賀警備区 所在部隊等
呉地区	呉地方總監部 幕僚長	呉衛生隊司令 第1術科学校衛生課長 岩国航空衛生隊長 徳島航空衛生隊長	呉警備区 所在部隊等
佐世保地区	佐世保地方總監部 幕僚長	佐世保衛生隊司令 鹿屋航空衛生隊長 大村航空衛生隊長 小月航空衛生隊長 那覇航空基地隊衛生掛長 沖縄基地隊衛生科長	佐世保警備区 所在部隊等
舞鶴地区	舞鶴地方總監部 幕僚長	舞鶴衛生隊司令	舞鶴警備区 所在部隊等
大湊地区	大湊地方總監部 幕僚長	大湊衛生隊司令 八戸航空衛生隊長 函館基地隊医務室長	大湊警備区 所在部隊等

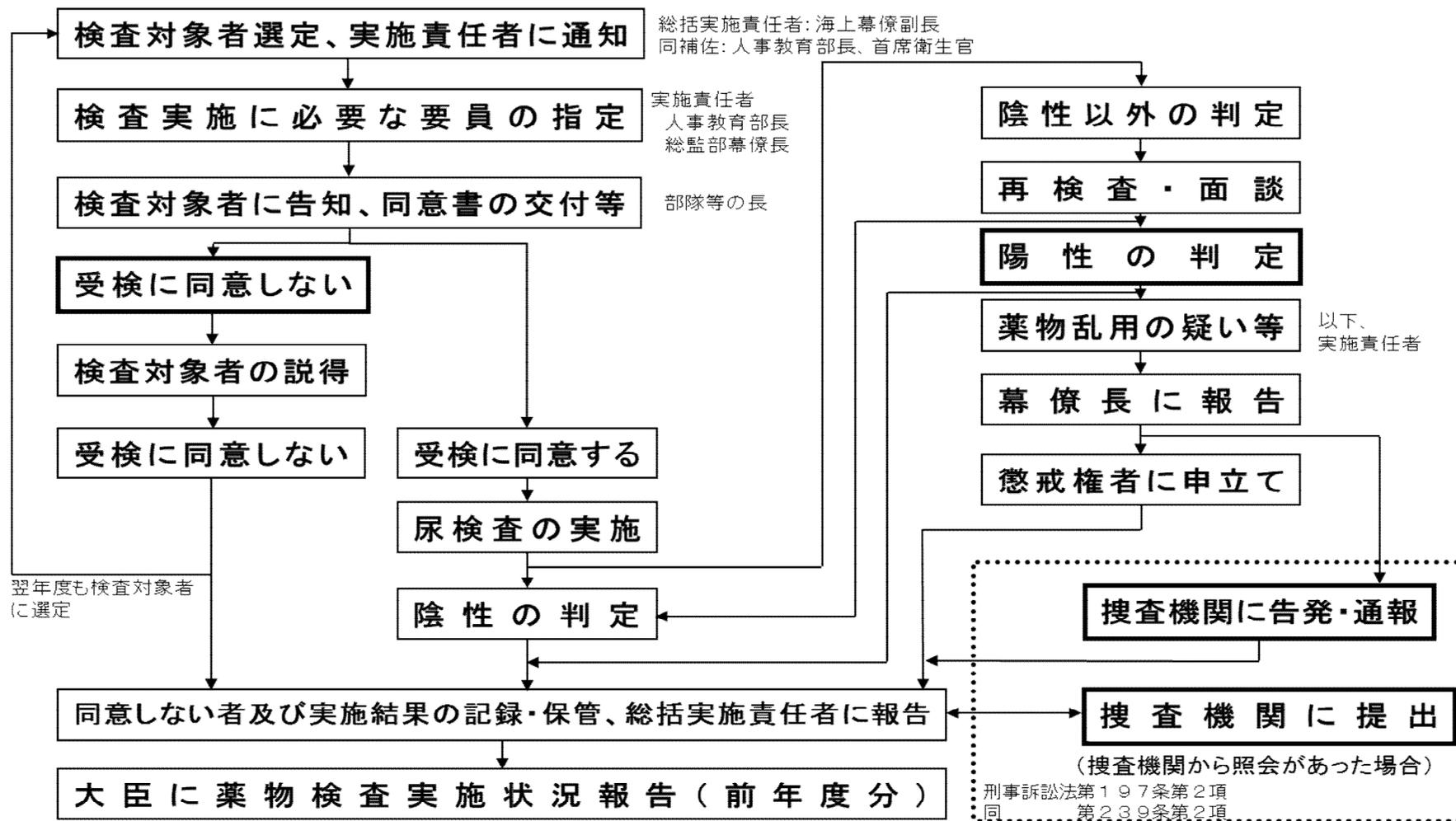
注1：派遣部隊等で、海外に派遣される医官のうち最先任者をいう。

注2：東京地区所在部隊等

海上幕僚監部、システム通信隊群司令部、中央システム通信隊、保全監査隊本部、
警務隊本部、東京警務分遣隊、東京業務隊、東京音楽隊、幹部学校、補給本部

注3：派遣部隊等とは、海外に派遣される部隊等のうち医官が配置されている部隊をいう。

薬物検査の流れ



防人1第3192号

18.3.30

防人服第3496号

21.3.23

最終改正 防人服(事)第81号

令和2年3月17日

陸上幕僚長
海上幕僚長 殿
航空幕僚長

事務次官

自衛官に対する薬物検査について（通達）

標記について、別紙のとおり定め、平成18年4月1日から実施することとされたので、
遺漏なきよう措置されたい。

添付書類：別紙

自衛官に対する薬物検査実施要綱

1 趣旨

- (1) この要綱は、自衛官に対する薬物検査の実施等に必要な事項を定めるものとする。
- (2) 薬物検査は、違法な薬物使用（以下「薬物乱用」という。）を未然に防止することにより厳正な規律を保持するとともに、薬物使用がないことを確認することにより自衛隊に対する国民の信頼を確保することを目的とするものとする。

2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 薬物検査 自衛官に対して、大麻取締法（昭和23年法律第124号）第1条に規定する大麻、覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）第2条第1項に規定する覚醒剤、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第1号に規定する麻薬若しくは同条第6号に規定する向精神薬又はあへん法（昭和29年法律第71号）第3条第2号に規定するあへん若しくは同条第3号に規定するけしがらの人体への摂取の有無を確認するために行う検査をいう。
- (2) 幕僚長 陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長をいう。
- (3) 部隊等 幕僚長の監督を受ける部隊及び機関をいう。
- (4) 検査実施責任者 薬物検査を適正に実施する責務を有する者で、幕僚長が指定したものをいう。
- (5) 検査実施者 薬物検査の実施に関する職務を行う者で、幕僚長又は検査実施責任者が指定したものをいう。
- (6) 検査対象者 薬物検査の実施の対象となったことを告知された者をいう。
- (7) 無作為抽出法 抽出用の一連番号等を付与し、又は認識番号等を使用して、乱数表等により規則性を持たせないで抽出する方法又は数式等により一定の規則性を持たせて抽出する方法をいう。
- (8) 特定抽出法 特定の条件を定めて抽出する方法をいう。

3 検査対象者の選定

幕僚長は、次の各号に定めるいずれかの方法により、検査対象者を選定するものとする。

- (1) 無作為抽出法により抽出した自衛官を検査対象者とする方法
- (2) 無作為抽出法又は特定抽出法により抽出した部隊等又は集団に属する自衛官を全て検査対象者とする方法
- (3) 前2号の方法を組み合わせて検査対象者を特定する方法
- (4) 前3号に定めるもののほか、幕僚長が特に必要と認める方法

4 薬物検査の実施体制等

- (1) 幕僚長は、薬物検査を実施する場合には、第3項の規定により検査対象者を選定し、検査対象者及びその選定方法を検査実施責任者に通知するものとする。
- (2) 検査実施責任者は、前号の通知を受けた場合には、速やかにその内容を検査実施者に通知し、薬物検査の実施を命ずるものとする。
- (3) 幕僚長、検査実施責任者及び検査実施者は、事前に薬物検査の実施を検査対象者に知られることのないように留意しなければならない。

5 検査対象者への告知・同意の取り付け

- (1) 検査実施者は、原則として薬物検査の実施日に、検査対象者に当該薬物検査の実施の対象となったことを告知するものとする。
- (2) 検査実施者は、薬物検査を実施しようとするときは、あらかじめ、検査対象者に対し、別紙様式第1による薬物検査同意書（以下「同意書」という。）を閲読させ、同意書に記載された内容を口頭で説明した上で、同意書により検査対象者の同意を得なければならない。
- (3) 検査実施者は、検査対象者の求めに応じて、その者の選定方法について説明を行うものとする。

6 薬物検査の実施

- (1) 検査実施者は、薬物検査の受検に同意した検査対象者に対して、幕僚長が指定する薬物尿検査キットにより検査を実施するものとする。
- (2) 検査実施者は、前号の検査の結果、陰性と判定されなかった自衛官に対しては、当該検査の結果を確認するために、必要に応じて幕僚長の定める再検査を行うとともに、当該自衛官から薬物使用の有無その他必要な事項について聴取するものとする。
- (3) 検査実施者は、前2号に定める薬物検査の実施後、速やかにその結果（以下本項において「実施結果」という。）を検査実施責任者に報告するものとする。
- (4) 検査実施責任者は、実施結果に基づき、隊員に薬物乱用の疑いがあると認める場合には、直ちに幕僚長にその旨を報告するとともに、捜査機関への通報又は刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項の規定に基づく告発を行い、併せて当該隊員の懲戒権者に申立てを行うものとする。
- (5) 検査実施責任者は、第3号の報告を受けた場合及び前号に定める措置を行った場合には、実施結果その他必要な事項を記録し、この記録を保管するとともに、この記録の内容について幕僚長に報告しなければならない。

7 受検に同意しない隊員の取扱い

- (1) 検査実施者は、検査対象者が薬物検査の受検に同意しないときは、検査対象者からその理由を聴取するとともに、検査対象者に対し、同意書に記載された内容を再度説明し、改めて薬物検査の受検を求めるものとする。

- (2) 前号の求めにもかかわらず、なお検査対象者が薬物検査の受検に同意しない場合には、検査実施者はその旨を検査実施責任者に報告するものとする。
- (3) 検査実施責任者は、検査実施者から前号の報告を受けた場合には、検査対象者が薬物検査の受検に同意しない理由その他必要な事項を記録し、この記録を保管するとともに、この記録の内容について幕僚長に報告しなければならない。
- (4) 幕僚長は、第3項の規定にかかわらず、薬物検査の受検に同意しない自衛官については、翌年度も改めて検査対象者に選定しなければならない。
- (5) 検査実施責任者は、第3号の記録に関して捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく照会があった場合には、第3号の記録の内容に基づく書面を提出するものとする。

8 個人情報の保護

幕僚長は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）その他の法令の定めるところに従い、検査対象者の個人情報の保護に万全を期さなければならない。

9 隊員への教育等

- (1) 幕僚長は、薬物検査の円滑な実施を図るため、所部の自衛官に対して、薬物検査に関する教育等を実施するよう努めるものとする。
- (2) 幕僚長は、薬物検査に関する事項について理解させるため、新たに隊員となった所部の自衛官に対して、必要な教育を実施しなければならない。

10 防衛大臣への報告

幕僚長は、毎年度、その前年度に実施した薬物検査の実施状況について、別記様式第2による薬物検査実施報告書を作成し、毎年4月末日までに、防衛大臣に提出しなければならない。

11 委任規定

この要綱に定めるもののほか、薬物検査の実施に関し必要な事項は、幕僚長が定める。

薬物検査受検同意書

- 1 薬物検査は、市販の薬物尿検査キット等を使用して、薬物の人体への摂取の有無を確認するために行うものです。
- 2 薬物検査は、違法な薬物使用（以下「薬物乱用」という。）を未然に防止することにより厳正な規律を保持するとともに、薬物使用がないことを確認することにより自衛隊に対する国民の信頼を確保することを目的として実施するものです。
- 3 薬物検査は、検査対象者本人の同意を得た上で行います。
- 4 薬物検査の受検に同意しなかった場合、その事実は検査記録として保管されます。
この検査記録は、部内整理用として作成するものですが、犯罪捜査のため、捜査機関から関係法令に基づく照会があった場合には、当該検査記録を捜査機関に提出します。
- 5 この薬物検査の受検に同意しなかった者は、翌年度も検査対象者となります。
- 6 市販の薬物尿検査キットによる検査の結果、陰性と判定されなかったときは、その結果を確認するために、別の方法による再検査を行う場合があります。
- 7 薬物検査の結果、薬物乱用の疑いがあると認められた場合には、捜査機関に通報又は告発をするとともに、懲戒権者への申立てを行います。

以上を踏まえ、以下の質問事項に回答してください。（「はい」又は「いいえ」の欄にチェックを入れてください。受検に同意しない場合、可能であれば、備考欄にその理由の記述をお願いします。）

質 問 事 項	は い	いいえ	備 考
薬物検査の受検に同意します。			

以上、相違ありません。（自 署）

平成 年 月 日

所属 _____

階級 _____

氏名 _____ 印

